

学校法人 長嶋学園寄附行為

学校法人 長嶋学園

学校法人 長嶋学園寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人長嶋学園と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事務所を静岡県静岡市駿河区南八幡町 1 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、自らの未来を切り拓く力を持った人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 城南静岡高等学校 全日制課程商業科
全日制課程普通科

(2) 城南静岡中学校

(3) 専門学校 静岡医療秘書学院 商業実務専門課程

第 3 章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 5名以上6名以内

(2) 監 事 2名

2. この法人に評議員 6 名以上 7 名以内を置く。

3. 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

(理事選任機関)

第 6 条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2. 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

3. 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、臨時選任機関を招集しなければならない。

第 4 章 理事会及び理事

第 1 節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長のうちから評議員会において選任した者 1 名
- (2) 前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者 4 名以上 5 名以内
2. 前項第 1 号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
3. 理事選任機関は、理事の総数が 5 名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の任期)

第 8 条 理事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第 9 条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
2. 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から 30 日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
3. 理事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第 10 条 理事は、第 5 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2. 理事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

（理事会の構成）

第 11 条 理事会は、全ての理事で組織する。

（理事会の権限）

第 12 条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（理事の職務）

第 13 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
3. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（代表権の制限）

第 14 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第3節 理事会の運営

（招集）

第 15 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
4. 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
5. 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
7. 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第 16 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2. 前条第2項及び第4項並びに第24条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

- 第 17 条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) この寄附行為の変更
 - (2) 予算及び事業計画の作成又は変更
 - (3) 基本財産の処分
 - (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (5) 残余財産の帰属者の決定
3. 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (2) この法人の合併
4. 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

- 第 18 条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第 19 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第34条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第 5 章 監 事

第 1 節 選任及び解任等

(監事の選任)

- 第 20 条 監事は、評議員会の決議によって選任する。
2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
3. 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の任期)

第 21 条 監事の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第 22 条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
2. 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
3. 監事は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 23 条 監事は、第 5 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2. 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 2 節 職務等

(監事の職務)

第 24 条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した

とき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに静岡県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。

- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集をした場合も、同様とする。

第 6 章 評議員会及び評議員

第 1 節 評議員の選任及び解任等

（評議員の選任）

第 25 条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 2名
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者 2名
- (3) 学識経験者のうちから選任した者 2名以上3人以内
- 2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員会は、評議員の総数が理事の実数以下となるとときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、別に定める。

（評議員の任期）

第 26 条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 27 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき
- 2 評議員会は、次の事由によって退任する
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第 2 節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第 28 条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

- 第 29 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
 - (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
 - (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (6) 寄附金品の募集に関する事項
 - (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
 - (8) 寄附行為の変更
 - (9) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
 - (10) 合併

第3節 評議員会の運営

(開催)

第 30 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 31 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3. 評議員会の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。

4. 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5. 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

6. 評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第 32 条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第 33 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3. 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害につい

てこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4. 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第 34 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第 35 条 理事長及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2. 理事長及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第 7 章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第 36 条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2. 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
3. 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第 8 章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第 37 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第 38 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第 39 条 役員及び評議員は、その地位について報酬を受けることができない。

2. 役員及び評議員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第 9 章 資産及び会計

(資産)

第 40 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 42 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 43 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 44 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 45 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 46 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2. 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち第 1 号、第 3 号及び第 5 号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第 48 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第 3 項及び第 54 条第 2 号において同じ。）を作成しなければならない。

2. この法人は、前条第 1 項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付することができる。

(資産総額の変更登記)

第 49 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

第 10 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 50 条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、静岡県知事の認可を受けなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、静岡県知事に届け出なければならない。

第 11 章 解散及び合併

(解散)

第 51 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議による決定
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
 - (3) 合併
 - (4) 破産手続開始の決定
 - (5) 静岡県知事の解散命令
2. 理事会は、前項第 1 号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
3. 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由による解散は、静岡県知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 52 条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、静岡県知事の認可を受けなければならない。

第 12 章 補 則

(情報の公表)

第 54 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したときこれらの書類の内容

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第 56 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. この寄附行為は昭和25年12月26日より施行する。

附 則

2. この寄附行為は昭和45年 4月 9日より施行する。

附 則

3. この寄附行為は昭和58年10月 8日より施行する。

附 則

4. この寄附行為は平成 5年 4月 1日より施行する。

附 則

5. この寄附行為は平成 7年 4月11日より施行する。(静岡県知事認可の日)

附 則

6. 平成14年 6月28日静岡県知事の認可を受けたこの寄附行為は、平成15年 4月1日から施行する。

附 則

7. この寄附行為は平成17年 4月 8日より施行する。(静岡県知事認可の日)

附 則

8. 平成25年 8月30日静岡県知事の認可を受けたこの寄附行為は、平成26年 4月1日より施行する。

附 則

9. 令和 2年 3月25日静岡県知事認可のこの寄附行為は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

10. 令和 7年 1月21日静岡県知事認可のこの寄附行為は令和 7年 4月 1日より施行する。

2. この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

学校法人 長嶋学園寄附行為

施 行 細 則

第 1 条 この細則は学校法人長嶋学園寄附行為（以下「寄附行為」という）第 5 6 条の規定にもとづき必要な事項を定める。

第 2 条 寄附行為第 2 5 条第 1 項第 2 号に規定するこの法人の設置する学校を卒業した者の中には、学校法人以前の学校を卒業した者も含むものとする。

2. 寄附行為第 2 5 条第 1 項第 3 号に規定する学識経験者評議員とは、次に掲げる者であること。

（1） 法人に関係のある者で、法人の管理運営に必要な知識経験を有する者。

第 3 条 第 2 条第 2 項第 1 号による評議員は後任評議員が選出されるまでは、引続きその職にあることができるものとする。

第 4 条 寄附行為第 5 6 条に定める学校の管理運営に関する必要事項は各規程として別に定める。

この細則は昭和 5 8 年 1 0 月 8 日より施行する。

この細則は平成 7 年 4 月 1 1 日より施行する。

この細則は平成 1 1 年 3 月 1 7 日より施行する。

平成 1 4 年 6 月 2 8 日静岡県知事の認可を受けたこの細則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は平成 1 7 年 4 月 8 日より施行する。

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。